

公共交通の利便性向上検討会議傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する場合は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、検討会議の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、開会の30分前から開始し、定員になり次第、受付を終了します。なお、受付開始時点において定員を超えている場合は抽選となります。ただし、報道関係者は別枠とします。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、発言はできません。会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道関係者による会議冒頭の写真撮影等は認めます。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

附則 この要領は、令和2年5月8日から施行する。